

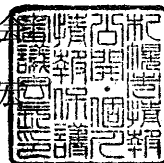
答申第145号

令和5年(2023年)10月23日

札幌市長 秋元克広様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会長 米田雅夫



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の規定に基づく諮問について(答申)

令和5年8月17日付け札幌保業第259号をもって諮問のありました下記の件について、裏面のとおりに答申します。

記

予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

答 申

特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号）第10に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において、委託先である（株）恵和ビジネスとの間で個人情報を含むCSVファイルのやり取りを行う際や委託先においてCSVファイルを保管する際は、当該CSVファイルを暗号化するなど、個人情報の漏えい等の防止に向けた措置について検討していただくよう付言します。